

第41期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時

（受付は午前9時に開始いたします。）

開催場所

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

虎ノ門ヒルズビジネスタワー17階

当社会議室

（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください。）

<注意事項>

新型コロナウイルス感染拡大防止対応について

新型コロナウイルス（COVID-19）による感染拡大防止の対応については、3頁に記載しております。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。なお、お土産のご用意はございません。



株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様をインターネットによるライブ配信でご覧いただけます。



<https://v.srdb.jp/2327/2021soukai/>

詳細は7頁をご覧ください



NS Solutions

目次

■ 第41期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
<会社提案（第1号議案から第5号議案）>	
第1号議案 定款一部変更の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件	15
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	21
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	24
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	24
<株主提案（第6号議案から第8号議案）>	
第6号議案 剰余金の処分の件	25
第7号議案 自己株式の取得の件	28
第8号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件	30
[添付書類]	
■ 事業報告	32
1. 企業集団の現況に関する事項	32
2. 会社の株式に関する事項	40
3. 会社の新株予約権に関する事項	40
4. 会社役員に関する事項	41
5. 会計監査人の状況	46
6. 会社の体制及び方針	47
■ 連結計算書類	52
■ 計算書類	53
■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）	54
■ 会計監査人の監査報告書（謄本）	56
■ 監査役会の監査報告書（謄本）	58
■ [ご参考]	
ESGへの取り組み	60
個人投資家向けホームページのご案内	61
株主優待のご案内	61
株式事務の取扱いについて	62

日鉄ソリューションズ株式会社

証券コード：2327

株 主 の 皆 様 へ

証券コード 2 3 2 7
2021年5月28日

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
日鉄ソリューションズ株式会社
代表取締役 社 長 森 田 宏 之

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、昨年より引き続き、適切な新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を実施させていただいた上で、開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、このような状況下においても、より多くの株主様に株主総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行いますのでご視聴ください。

（詳細につきましては7頁記載の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。ライブ配信内での議決権の行使や質問、動議を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。）

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書に賛否を記載のうえ、**2021年6月17日（木曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。なお、各議案についての賛否を記載する欄に賛否の記載がない場合には、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合】

後記「インターネット等による議決権行使について」（5～6頁）をご参照のうえ、インターネットにより議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスいただくか、あるいはスマートフォンによりスマートフォン用議決権行使ウェブサイト（議決権行使書に記載のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードによりログイン）にアクセスいただき、**2021年6月17日（木曜日）午後5時**までに、画面の案内に従って賛否を入力することにより議決権をご行使ください。

なお、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。ただし、双方が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

【代理人により議決権を行使される場合】

委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお代理人の資格は、議決権を行使できる他の株主様1名に限るものとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付は午前9時に開始いたします。）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー17階 当社会議室
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 第41期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容、会計監査人及び監査役会の連結計算書類の監査の結果並びに計算書類の内容の報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案）>

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

<株主提案（第6号議案から第8号議案）>

第6号議案 剰余金の処分の件

第7号議案 自己株式の取得の件

第8号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

（ご留意いただきたい事項）

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権の不統一行使を行う株主様は、2021年6月14日（月曜日）までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
3. 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容とすべき事項並びに株主総会参考書類に記載すべき事項について、修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.nssol.nipponsteel.com/>）にて、修正後の事項を開示いたします。
4. 以下の事項につきましては、法令及び定款第13条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nssol.nipponsteel.com/>）に掲載し、ご提供いたしております。
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以 上

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止のため、下記の対応を実施いたします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、手洗い、マスク着用、三つの密回避などの基本的感染対策が要請されている状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・当日の模様をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行いますので、7頁記載の「インターネットによるライブ配信のご案内」をご参照ください。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・会場受付付近で、株主様のため消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議場における報告事項においては要旨について説明をさせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

3. 当社の対応について

- ・当社の役員及び運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付及び会場内各所には、消毒液を設置いたします。
- ・飲食物のご提供は控えさせていただきます。
- ・株主様にご着席いただく座席間隔を広めにとらせていただきます。これに伴いご用意できる席数に限りがございますので、別室からテレビモニターを通じてのご参加や、入場を制限させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・株主様へのお土産のご用意はございません。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nssol.nipponsteel.com/>）より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

以 上

議決権行使方法についてのご案内

▼下記3つの方法がございます。

株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。



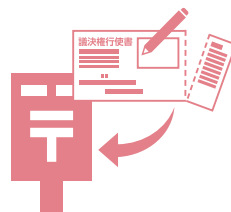
株主総会開催日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付は午前9時に開始いたします。）

郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

※各議案についての賛否を記載する欄に賛否の記載がない場合には、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時到着

インターネット等によるご行使

後記「インターネット等による議決権行使について」（5～6頁）をご参照のうえ、当社議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。



行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時入力

インターネット等による議決権行使について

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承ください。

I. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

II. 議決権行使の方法について

1. パーソナルコンピュータをご利用の場合

上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. スマートフォンをご利用の場合

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

III. パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、議決権をご行使される方が株主ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。
2. パスワードのお電話などによるご照会にはお答えいたしかねます。
3. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

IV.議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのシステム環境

1. パーソナルコンピュータ用サイトによる場合

- ◇画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- ◇WebブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows 8.1	Internet Explorer 11（32bit版）	Adobe Reader XI
Windows 10	Internet Explorer 11（32bit版）	Adobe Acrobat Reader DC

※Microsoft WindowsおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe AcrobatおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- ◇ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- ◇上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

2. スマート行使をご利用の場合

- ◇以下のブラウザがインストールされていること。

iPhone	iOS 8.0 以上（Safariブラウザ）
Android	Android 4.4 以上（Chromeブラウザ）

V.インターネットでの議決権行使でパーソナルコンピュータやスマートフォンの操作方法がご不明な場合

インターネットでの議決権行使に関するパーソナルコンピュータやスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、次の専用ダイヤルへお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話 0120-652-031（9：00～21：00）

※インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。ただし、双方が同日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権行使プラットフォームに参加しております。

インターネットによるライブ配信のご案内

より多くの株主様に株主総会の模様をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

ライブ配信内での議決権の行使や質問、動議を行うことはできません。

4頁に記載の「議決権行使方法についてのご案内」をご参照の上、**事前の議決権行使をお願い申し上げます。**

配信日時

2021年6月18日（金） 午前10時～株主総会終了時刻まで

配信ページは、開始時間1時間前の午前9時頃に開設予定です。

ご視聴方法

下記ウェブサイトよりアクセスいただき、**ログインID、パスワード**をご入力の上ログインボタンをクリックしてください。

スマートフォンからも
ご視聴いただけます。



配信URL <https://v.srdb.jp/2327/2021soukai/>

ログインIDおよびパスワードについて

ID

議決権行使書用紙に記載されている
「株主番号」（数字9桁）

※議決権行使書用紙ご返送の前に株主番号を
お控えください。

パスワード

ご登録住所の郵便番号
(数字7桁、ハイフン無し)
※3月末現在

<ご留意事項>

- ご使用の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- 動画配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、やむを得ず動画配信を中断または中止する場合がございます。
- 動画配信の録画・撮影や保存はご遠慮ください。
また、URL・ID・パスワードの外部公開はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 当日の会場撮影はご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- やむを得ない事情によりライブ配信を中止とする場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

<当社ホームページ> <https://www.nssol.nipponsteel.com/>

ご視聴に関するお問い合わせ先 宝印刷株式会社
(ライブ配信サポート)

TEL : 03-6706-4844

受付時間：6月18日（金）午前9時～午前12時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいりました。

今般、当社は、意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営方針等の議論をより充実させるとともに、取締役会の経営に対する監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めること等を目的として、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を有する「監査等委員会設置会社」に移行することといたし、次のとおり定款の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

- （1）「監査等委員会」を置くことその他「監査等委員会」に関する規定を新設し、併せて、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除するものであります（変更後の定款案第4条、第29条及び第30条並びに現行定款第21条第2項、第22条、第25条から第29条まで及び第31条）。
- （2）監査等委員である取締役の員数、選任方法、任期に関する規定を新設するとともに、監査等委員である取締役の報酬等を含め取締役の報酬等の決定方法に関する規定を定款上も明確にするため新設するものであります（変更後の定款案第19条、第20条第2項、第21条及び第22条）。
- （3）取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除きます。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります（変更後の定款案第26条）。
- （4）上記の他、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります（変更後の定款案第11条、第12条、第14条、第23条、第24条、第27条、第31条及び附則第1条並びに現行定款第20条及び第32条）。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(新設)	(機関) 第 4 条 本会社 は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
(公告方法) 第 4 条 (条文省略)	(公告方法) 第 5 条 (現行通り)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条～第 9 条 (条文省略)	第 6 条～第 10 条 (現行通り)
(新設)	(株式取扱規程) 第 11 条 本会社の株式に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u>
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
(定時株主総会の招集) 第 10 条 定時株主総会は、毎事業年度 <u>(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)</u> の終了後 3 ヶ月以内に招集する。	(定時株主総会の招集) 第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集する。
(定時株主総会の基準日) 第 11 条 (条文省略)	(定時株主総会の基準日) 第 13 条 (現行通り)
(議長) 第 12 条 取締役社長が <u>株主総会</u> の議長となる。	(招集権者及び議長) 第 14 条 <u>株主総会</u> は、 <u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u>
② 取締役社長に事故があるときは、 <u>取締役会の定めるところにより</u> 、他の取締役がこれにあたる。	② 取締役社長に事故があるときは、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u> 、他の取締役がこれにあたる。
第 13 条～第 16 条 (条文省略)	第 15 条～第 18 条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 本会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設) (選任) 第18条 (条文省略) (新設) ② (条文省略) (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設) (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 本会社の取締役は、<u>13名以内とする。</u> ② <u>取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名とする。</u> (選任) 第20条 (現行通り) ② <u>取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> ③ (現行通り) (任期) 第21条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等) 第22条 <u>取締役の報酬その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (代表取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選ぶ。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会) 第20条 本公司は、取締役会を置く。 (取締役会の招集) 第21条 取締役会は、<u>取締役社長が招集する。</u> (新設) ② 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発する。 (取締役会の決議の省略) 第22条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新設)	(削除) (取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。</u> ② 前項の取締役に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u> ③ 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役に對してその通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の委任) 第26条 本公司は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(責任免除) 第23条 本公司は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役が本公司に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってその責任を免除することができる。 ② 本公司は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が本公司に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を当該取締役と締結することができる。 第5章 執行役員 (執行役員) 第24条 (条文省略) 第6章 監査役、監査役会及び会計監査人 (監査役) 第25条 本公司は、監査役を置く。 (員数) 第26条 本公司の監査役は、5名以内とする。 (選任) 第27条 監査役を選任する株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う	(責任免除) 第27条 本公司は、法令の定めるところにより、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（取締役であった者を含む。）が本公司に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってその責任を免除することができる。 ② 本公司は、法令の定めるところにより、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が本公司に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を当該取締役と締結することができる。 第5章 執行役員 (執行役員) 第28条 (現行通り) 第6章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(補欠として選任された監査役の任期) <u>第28条</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(監査役会) <u>第29条</u> 本会社は、監査役会を置く。	(削除)
(新設)	(常勤の監査等委員) <u>第29条</u> 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選ぶ。
(監査役会の招集通知) <u>第30条</u> 監査役会を招集するには、監査役は、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発する。	(監査等委員会の招集) <u>第30条</u> 監査等委員会を招集する者は、監査等委員会の日の3日前までに、各監査等委員に対してその通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(責任免除) <u>第31条</u> 本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、その責任を免除することができる。 ② 本会社は、監査役の任務を怠ったことにより、監査役が本会社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨の契約を監査役と締結することができる。	(削除)
(会計監査人) <u>第32条</u> 本会社は、会計監査人を置く。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計 算 (新設) 第33条～第35条（条文省略） (新設)	第7章 計 算 (事業年度) 第31条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 第32条～第34条（現行通り） 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 第41期定時株主総会の終結前の行為に関する監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第1項に定めるところによる。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役10名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が発生することを条件として生ずるものといたします。



所有する当社の株式の数
14,828株

候補者番号

1

もり た ひろ ゆき
森 田 宏 之

生年月日

1958年7月16日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 新日本製鐵(株)入社
1989年4月 当社へ出向
2003年3月 新日本製鐵(株)退職
2004年10月 当社金融ソリューション事業部 企画・マーケティング部 部長
2006年4月 当社金融ソリューション事業部 営業第三部長
2008年4月 当社金融ソリューション事業本部 情報系ソリューション事業部長
2010年4月 当社業務役員
2012年6月 当社取締役 企画部長兼財務部長
2013年6月 当社上席執行役員 産業・流通ソリューション事業本部 流通・サービスソリューション事業部長
2015年6月 当社取締役上席執行役員 産業・流通ソリューション事業本部長
2016年4月 当社取締役常務執行役員 産業・流通ソリューション事業本部長、営業統括本部長
2019年4月 当社代表取締役社長
現在に至る



所有する当社の株式の数
9,431株

候補者番号

2

おお しろ
大 城たかし
卓

生年月日

1959年9月14日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 新日本製鐵(株)入社
2001年4月 当社へ出向
2002年4月 当社システム研究開発センター システム基盤技術研究部長
2003年3月 新日本製鐵(株)退職
2004年4月 当社基盤ソリューション事業部 コンサルティング&エンジニアリング部長
2005年4月 当社ITエンジニアリング・サービス事業部 ITエンジニアリング部長
2007年4月 当社ITインフラソリューション事業本部 ITエンジニアリング事業部長
2008年4月 当社業務役員
2011年6月 当社取締役
2013年6月 当社取締役上席執行役員 ITインフラソリューション事業本部長
2016年4月 当社取締役常務執行役員 ITインフラソリューション事業本部長
2019年4月 当社取締役常務執行役員 テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門担当
2021年4月 当社取締役専務執行役員 テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
518株

候補者番号

3

まつ むら あつ き
松 村 篤 樹

生年月日

1961年5月18日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 新日本製鐵(株)入社
1992年4月 同社 技術開発本部 エレクトロニクス研究所 半導体基盤技術研究センター 主任研究員
2001年4月 ワッカー・エヌエスシーイー(株)出向 SOI/SIMOXグループリーダー
2004年10月 シルトリック・ジャパン (2004年に社名変更) 転籍
2008年8月 同社代表取締役社長 営業統括本部長兼務
2012年11月 同社退職
2012年12月 新日鐵住金(株)入社 経営企画部 上席主幹
2015年4月 同社参与
2015年6月 当社監査役
2016年4月 新日鐵住金(株)執行役員
2017年4月 同社執行役員 業務プロセス改革推進部長
2019年4月 日本製鐵(株)常務執行役員
2020年3月 同社退職
2020年4月 当社入社 常務執行役員 鉄鋼ソリューション事業本部、IoTソリューション事業推進部担当
2020年6月 当社取締役常務執行役員 鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当
2021年4月 当社取締役専務執行役員 鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
9,550株

候補者番号

4

ふく

しま

てつ

じ

福島 徹 二

生年月日

1957年10月2日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 新日本製鐵(株)入社
2001年4月 当社へ出向
2003年3月 新日本製鐵(株)退職
2011年4月 当社流通・サービスソリューション事業部 副事業部長
2013年4月 当社エグゼクティブプロフェッショナル
2015年4月 当社執行役員 流通・サービスソリューション事業部長
2016年6月 当社取締役執行役員 人事部、働き方変革担当
2017年4月 当社取締役上席執行役員 人事本部長
2018年4月 当社取締役上席執行役員 金融ソリューション事業本部長
2020年4月 当社取締役上席執行役員 DX推進&ソリューション企画・コンサルティングセンター、産業ソリューション部門、流通・サービスソリューション部門担当
2021年4月 当社取締役常務執行役員 産業ソリューション部門、流通・サービスソリューション部門担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
6,220株

候補者番号

5

たま

おき

かず

ひこ

玉置 和彦

生年月日

1961年12月2日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 新日本製鐵(株)入社
2001年4月 当社へ出向
2002年2月 当社基盤ソリューション第三事業部 営業部長
2003年3月 新日本製鐵(株)退職
2012年4月 当社人事部長
2015年4月 当社執行役員 人事部長
2016年4月 当社執行役員 産業・流通ソリューション事業本部 流通・サービスソリューション事業部長
2018年4月 当社執行役員 人事本部長
2018年6月 当社取締役執行役員 人事本部長
2019年4月 当社取締役上席執行役員 鉄鋼ソリューション部門、営業統括本部、人事本部担当 人事本部長
2020年6月 当社取締役上席執行役員 営業統括本部、人事本部担当 人事本部長
2021年4月 当社取締役常務執行役員 営業統括本部、管理本部、企画部、財務部、法務・知的財産部、人事本部、内部統制・監査部担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
2,062株

候補者番号

6 よし だ かつ ひこ 生年月日
吉田 勝彦 1966年1月14日

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 新日本製鐵(株)入社
2001年4月 当社へ出向
2003年3月 新日本製鐵(株)退職
2006年4月 当社産業ソリューション事業部 産業ソリューション企画推進部長
2013年4月 当社産業・流通ソリューション事業本部 産業ソリューション事業部副事業部長
2015年4月 当社産業・流通ソリューション事業本部 産業ソリューション事業部長
2016年4月 当社執行役員 産業ソリューション事業部長
2019年4月 当社執行役員 技術本部長、アカデミーセンター所長
2019年6月 当社取締役執行役員 技術本部長、アカデミーセンター所長
2020年4月 当社取締役上席執行役員 金融ソリューション部門、技術本部、IoTソリューション事業推進部担当 技術本部長
2020年6月 当社取締役上席執行役員 金融ソリューション部門、技術本部担当 技術本部長
2021年4月 当社取締役上席執行役員 DX&イノベーションセンター、金融ソリューション部門、技術本部担当
現在に至る



所有する当社の株式の数
0株

候補者番号

7 あお しま や いち 生年月日
青島 矢一 1965年2月11日

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター助教授
2007年4月 同センター准教授
2012年4月 同センター教授
2014年12月 内閣府総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 専門委員
2015年6月 当社取締役 現在に至る
2018年4月 国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長
テックポイント・インク社外取締役

<選任理由および期待される役割の概要>

青島矢一氏につきましては、過去に社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、一橋大学イノベーション研究センター長として長年経営戦略論等の研究に従事しており、経営戦略分野研究の専門家としての見識及び当社の取締役としての実績に基づき、引き続き当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。

(注) ① 青島矢一氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。

② 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の契約を締結しており、その内容の概要は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が当社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨を定めるものであります。

③ 当社は、同氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

④ 同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

8

いし い あつ こ
石 井 淳 子

生年月日

1957年11月17日

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 労働省（現厚生労働省）入省
2009年7月 厚生労働省 大阪労働局長
2010年7月 厚生労働省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
2012年9月 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
2014年7月 厚生労働省 政策統括官（労働担当）
2015年10月 厚生労働省 社会・援護局長
2016年6月 厚生労働省 退官
2018年1月 内閣府 消費者委員会専門委員（公益通報者保護専門調査会）
2019年4月 当社取締役
現在に至る

（重要な兼職の状況）

三井住友海上火災保険(株) 社外監査役
川崎重工業(株) 社外取締役（監査等委員）

<選任理由および期待される役割の概要>

石井淳子氏につきましては、過去に社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、厚生労働省勤務時に雇用均等・児童家庭局長を含め幅広い分野の要職を歴任するなど、雇用や労働に関する豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き働き方変革を推進する当社の取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) ① 石井淳子氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
- ② 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の契約を締結しており、その内容の概要は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が当社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨を定めるものであります。
- ③ 当社は、同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
- ④ 同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してから年数は、本総会終結の時をもって2年であります。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

9 いし い ち ろう 石井 一郎 生年月日 1955年6月15日

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 東京海上火災保険（現 東京海上日動火災保険）（株） 入社
2010年6月 東京海上ホールディングス（株） 執行役員
2013年6月 同社 常務執行役員
2015年6月 同社 専務取締役
2017年4月 同社 取締役副社長
2018年10月 同社 常勤顧問
2020年4月 デロイトトーマツ合同会社 アドバイザー 現在に至る
2020年6月 当社取締役 現在に至る

（重要な兼職の状況）
デロイトトーマツ合同会社アドバイザー
能美防災（株）社外取締役
Terra Motors（株）社外取締役

<選任理由および期待される役割の概要>

石井一郎氏につきましては、豊富なグローバル経験および企業経営に関する高い見識を有しており、引き続き当社の取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。

- （注）① 石井一郎氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
② 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の契約を締結しており、その内容の概要は、取締役の任務を怠ったことにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が当社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除する旨を定めるものであります。
③ 当社は、同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
④ 同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してから年数は、本総会終結の時をもって1年であります。



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

10 ふな こし ひろ ふみ 船越 弘文 生年月日 1963年6月17日

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年7月 新日本製鐵（株）入社
2001年9月 同社 大分製鐵所 人事グループリーダー
2009年4月 同社 経営企画部 マネジャー
2012年10月 同社 経営企画部 上席主幹
2013年6月 同社 八幡製鐵所 総務部長
2016年4月 同社 経営企画部 部長
2018年4月 同社 執行役員
2019年4月 同社 執行役員 経営企画部長委嘱
2021年4月 同社 常務執行役員 現在に至る

（重要な兼職の状況）
日本製鉄（株） 常務執行役員

- （注）① 船越弘文氏は、現在、当社の親会社である日本製鉄株式会社の常務執行役員であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の選任の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が発生することを条件として生ずるものといたします。



所有する当社の株式の数

5,096株

候補者番号

1

たか はら まさ ゆき
高 原 正 之

生年月日

1960年12月26日

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 新日本製鐵㈱入社
1995年6月 当社へ出向
1997年10月 当社ソリューション事業部総括部総括室長
2003年3月 新日本製鐵㈱退職
2011年4月 当社社会公共ソリューション事業本部 営業第四部長
2012年7月 当社総務部長
2018年1月 当社総務部 オフィス整備推進班長
2020年7月 当社監査役会事務局長
現在に至る



所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

2

樋口

哲郎

1962年1月18日

生年月日

1962年1月18日

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 クーパーズ・アンド・ライブランド東京事務所 入所
1997年4月 中央監査法人 社員
2001年1月 樋口公認会計士事務所代表 現在に至る
2001年10月 財務会計基準機構企業会計基準委員会 専門研究員
2004年6月 早稲田大学大学院会計研究科 兼任教員
2009年9月 ㈱ITALICO社外監査役
2011年9月 ㈱構造計画研究所社外監査役
2013年6月 当社監査役(非常勤) 現在に至る
2017年9月 ㈱構造計画研究所社外取締役
(2019年9月退任)
現在に至る

(重要な兼職の状況)

樋口公認会計士事務所代表

<選任理由および期待される役割の概要>

樋口哲郎氏は、長年の公認会計士としての豊富な監査経験と財務・会計に関する専門的な見識及びこれまでの当社の監査役としての実績を引き続き当社の監査に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。

(注) ① 樋口哲郎氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。

② 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

③ 当社は、同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ております。

④ 同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年であります。



候補者番号

3

ほし

しゅう

いち

ろう

生年月日

1969年9月7日

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 信州大学経済学部 助教授

2005年4月 国立大学法人信州大学大学院法曹法務研究科 助教授

2007年4月 同研究科准教授

2009年4月 公立大学法人首都大学東京（現東京都立大学）都市教養学部法学系（現法学部）教授
現在に至る

2017年4月 同都市教養学部長兼法学系長（現法学部長）

2019年6月 当社監査役（非常勤）

現在に至る

所有する当社の株式の数

0株

（重要な兼職の状況）

公立大学法人東京都立大学法学部教授

<選任理由および期待される役割の概要>

星周一郎氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、大学教授として長年にわたりサイバーセキュリティなど情報保護等の研究に従事しており、これら法律の専門家としての知見を当社の監査に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものです。

（注）① 星周一郎氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。

② 当社は、同氏との間で、会社法第427 条第1 項の規定に基づき、監査役として同法第423 条第1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425 条第1 項に定める最低責任限度額としております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

③ 当社は、同氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出ております。

④ 同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年6月22日開催の第36期定時株主総会において、年額350百万円以内（うち、社外取締役分年額35百万円以内）（効力発生当時（同年6月22日）の定款所定の員数10名以内）としてご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、員数及び経済情勢等を考慮のうえ、年額350百万円（うち、社外取締役分年額35百万円以内）とすることにつきまして、ご承認を願うものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告43～44頁に記載のとおりであります。本議案の内容は当該方針に沿うものであり相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案通り可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が発生することを条件として生ずるものいたします。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、員数及び経済情勢等を考慮のうえ、現在の監査役の報酬額と同様、年額54百万円以内とすることにつきまして、ご承認を願うものであります。本議案の内容は、経済諸情勢等を鑑み設定されており相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、この報酬額設定の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が発生することを条件として生ずるものいたします。

<株主提案（第6号議案から第8号議案まで）>

第6号議案から第8号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

議案の件名、議案の要領及び提案の理由は、株主から提出された株主提案書の原文のまま記載しております。

第6号議案 剰余金の処分の件

I. 本株主提案の内容および理由

①議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、第41期定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金62円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金62円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2021年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

②提案の理由

当社の連結貸借対照表において計上されている現金、預金および預け金（以下「現預金同等物」といいます。）の合計額は、過去5年間、年間平均で約11%ずつ増加しており、2020年12月31日時点では、当社の連結貸借対照表において計上されている現預金同等物の合計額（72,110百万円）は、総資産額の28.9%に相当します。これは、財務基盤の安定のためという理由のもと正当化できるレベルをはるかに上回るものであり、当社が資産を有効に活用できていないことを明確に示しています。

当社は、豊富なフリー・キャッシュフロー（当期純利益＋減価償却費－運転資本の増加額－事業維持のための設備投資額（減価償却費と同程度と推計）により計算されます。）を生み出す、強固で収益性の高い事業を有していますが、事業により獲得したフリー・キャッシュフローは、主に以下の4つの用途に活用することが可能です。

ア 資本投資またはM&Aなどの成長投資（事業維持のための設備投資を除く。）

- イ 有利子負債の返済
- ウ 配当または自己株式取得による株主還元
- エ 現預金同等物としての内部留保

当社は、もっぱら、上記のうちエを選択してきましたが、これは、バランスシートを肥大化させ、企業価値を失う選択であると言えます。

提案者は、直近の5年間で当社が約600億円のフリー・キャッシュフローを創出したと推計しています。当社は、この5年間で、約30億円を成長投資に、約50億円をリース債務の返済に、そして約320億円を株主への配当に用いておりますが（提案者推計）、その合計である400億円は、過去5年間のフリー・キャッシュフロー推計額600億円の67%にしか相当せず、残額約200億円は、価値を生み出さないうまま、貸借対照表上に留保されています。その結果、当社のネット現預金同等物は2020年12月31日時点で約721億円と過去に類を見ない水準まで増大しています。

当社は中期経営計画を2021年3月31日時点で対外的に公表しておらず、中期的な成長に向けた投資計画の金額規模及び内容などが株主に対して具体的に明らかにされておりません。「将来にわたり競争力を維持強化し、企業価値を高めていくことが重要」との認識が2021年3月期第3四半期決算短信では示されておりますが、実際にはそうした企業価値向上のための投資が実行に移されたことは過去5年間にわたり極めて限定的であり、結果として貸借対照表上の現預金同等物は過去大幅に増加してきました。

提案者は、当社による成長分野への資本投資や、研究開発投資の強化、優秀な人材の更なる獲得や育成に向けた人材への投資、当社の資本コストを上回って付加価値を生み出すM&Aの実施に賛同しており、当社は、それを実行するための健全な財務基盤を構築してきたと考えてきます。しかし、キャッシュの蓄積をこれ以上継続する正当な理由はなく、当社の強固な財務状況からしても、株主に対してより高いリターンをもたらすよう活用されるべきです。

当社の配当は、1株当たり27.5円、配当性向は30%と予想されていますが、この配当水準では、上記の問題を深刻化させるだけです。加えて、当社は、2010年3月期以来、11期連続の増配（株式分割に伴う修正に基づく）を記録していますが、今年度減配されれば、この安定した実績に反することになります。そこで、内部留保される現預金同等物の比率を下げ、当社の企業価値を高めるため、提案者は、1株当たり62円、配当性向を50%とする剰余金の処分の実施を提案します。

Ⅱ. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、事業成長及び事業リスクに備えた内部留保を確保するとともに、利益配分については、適正かつ安定的な配当等を行うことを基本方針としております。事業環境の不確実性の高まりが見込まれる中で、当社の持続的な成長及び不測の事態の備えのために、十分な内部留保の確保が必要と考えております。

当社は、事業活動のリスクとして、大規模・広域な自然災害の発生リスク等に加え、高度化・複雑化する情報システムの構築に関するリスク、クラウドサービス等における重大インシデント発生などのITサービス提供に関するリスク、顧客情報の流出等の情報セキュリティに関するリスクを認識しております。当社の提供しているITサービスはお客様の業務遂行上重要な役割を担っております。当社の営む事業の社会的責任をしっかりと認識し、リスクマネジメントに取り組むとともに、これらの不測の事態発生に備え、十分な内部留保を確保してまいります。内部留保を機動的に最大限活用することで、企業としての存続をより確実なものにすることは株主をはじめとするステークホルダーの皆さまにとって重要であると考えております。

また、内部留保の活用に関して、公表いたしました中期事業方針の通り、当社は、お客様と深い関係性を築き、かけがえのない「ファーストDXパートナー」として、お客様とともにDX実現に向けて課題の解決を目指し、全社を挙げてDX推進に伴うニーズを最大限に獲得し、事業拡大を図ってまいります。特に、事業成長をけん引する、デジタル製造業、プラットフォーム支援、デジタルワークプレイスソリューション、ITアウトソーシングの4領域を注力領域として積極的に経営リソースを投入し、全社成長の加速を狙いたいと考えております。注力領域を中心とした事業成長の実現に向けて、事業基盤強化投資に加え、「ファーストDXパートナー」の実現に向けたDX加速投資や、M&A等の投融資に積極的に取り組む予定です。当社は中期事業方針の推進に向けて内部留保を活用していくことが、将来にわたる競争力の維持強化に繋がるものと考えております。

当社の配当政策として、利益配分につきましては、株主の皆さまに対する適正かつ安定的な配当及び事業成長に備えた内部留保を確保することを基本方針とし、連結配当性向30%を目安としております。過去10年の間には、年間の1株当たり配当額を20円から65円に順次引き上げることで、株主の皆さまのご期待に応えてまいりました。併せて、資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行の観点から、2015年3月期及び2019年3月期には合計300億円の自己株式を取得し、適正な株主還元を努めてきたと考えております。

前述の通り、中期事業方針を実現することで着実な利益成長を達成し、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまの期待に応えてまいりたいと考えております。

以上のとおり、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第7号議案

自己株式の取得の件

I. 本株主提案の内容および理由

①議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数8,000,000株、取得価格の総額金20,000,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

②提案の理由

当社が2020年12月31日時点で保有する現預金同等物、ならびに当社が保有する株式会社リクルートホールディングス株式等の投資有価証券の合計額は、当社の連結貸借対照表に計上された総資産額の51%に相当する額に達します。提案者は、これらの資産が生み出す資本利益率について、1%にも満たない極めて低い水準に留まっていると推測しています。こうした低い資本利益率は、当社の企業価値を損なっており、当社が質の高い事業を有しているにもかかわらず、PBR（株価純資産倍率）が2.0倍という、提案者が推計する同業他社のPBR3.0倍に比べて約35%もディスカウントされた値である理由を物語っています。

なぜ、当社が連結貸借対照表に計上された総資産額のおよそ23%に相当する資産（2021年4月9日時点での株価に基づく）を、当社の中核事業と関連性の薄い非中核的な「戦略的投資」であるリクルートホールディングス株式への投資に配分してきたのか、疑問であると言わざるを得ません。この点につき、当社は、これまで、株式保有を通じてリレーション強化によるビジネスの拡大が図れているなどと曖昧に説明するにとどまり、説得力のある正当な理由を提示してきませんでした。想定される利益とリスクあるいは資本コストに関連するリターンを定量化しないことは、「毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである」と規定するコーポレートガバナンス・コードの原則1-4を無視するものです。また、議決権行使助言会社であるグラス・ルイスも、政策保有株式の保有について新基準を設定しており、連結純資産に対する「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の「貸借対照表計上額の合計額」の割合が10%以上の場合には、企業の経営トップに反対助言とすることを助言方針としています。当社の第40期有価証券報告書上の保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の貸借対照表上の計上額は32,820百万円であり、2020年12月31日時点の純資産合計172,795百万円と比較して約19.0%と、上記基準を大きく上回る水準で推移しています。定量的な根拠がない場合、リクルートホールディングスとの取引関係から得られる利益がいかなるものであれ、当社がリクルートホールディングス株式に約581億円もの資本を配分していること（2021年4月9日時点での株価と2020年12月31日時点での保有株式数に基づき計算）が正当化できるとは考えられません。当社は、取引関係からの利益を維持しながらも、保有するリクルートホールディングス株式の数を大幅に減少することが可能です。

提案者は、資産の不適切な配分を減らし、資本利益率を改善するために、株式総数8,000,000株、取得価格の総額金200億円を限度とする自己株式の取得（2021年4月9日の株価で換算すると、発行済株式

の約5.9%に相当)を提案します。この取得資金の調達方法については、取締役会が適切に検討の上で判断すべきですが、200億円の自己株式の取得に必要な資金は、当社が保有するリクルートホールディングス株式のわずか3分の1を売却することにより調達可能です。

現在、当社の発行済株式の63.42%を日本製鉄株式会社が保有しており(2020年9月30日時点)、当社の株式の流動性が制限されています。東京証券取引所は、2022年4月に既存4市場を廃止して新たに3市場に再編し、最上位のプライム市場には流動性の基準として流通株式比率を35%以上とする計画を発表していますが、当社は、現在、プライム市場とスタンダード市場の境界に位置しています。提案者は、当社が自己株式をどこから取得するかを指定することはできませんが、日本製鉄株式会社から発行済株式の約5.9%を取得すれば、当社の流動性を大幅に改善できるだけでなく、2022年4月に変更される東証の市場区分にかかるリスクを軽減できると確信しております。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、事業成長及び事業リスクに備えた内部留保を確保するとともに、利益配分については、適正かつ安定的な配当等を行うことを基本方針としております。事業環境の不確実性の高まりが見込まれる中で、当社の持続的な成長及び不測の事態の備えのために、十分な内部留保の確保が必要と考えております。

自己株式の取得につきましては、当社は、資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行の観点から、これまで2015年3月期及び2019年3月期に合計300億円の自己株式取得を実行しております。引き続き、資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行の観点から自己株式の取得は適時適切に実行していきたいと考えております。

当社は、顧客や取引ベンダーとの関係強化等を通じた当社の中長期的な企業価値の向上を目的として政策保有株式を保有しておりますが、こちらについては、毎年取締役会において銘柄毎に、保有の便益(受取配当金や事業取引による利益)と資本コストを比較した株式保有の経済合理性の確認や、中長期的な投資先とのリレーション強化によるビジネスの拡大が当社の事業戦略上も重要な位置を占めるか否か等の確認をしたうえで、株式の保有意義を総合的に検証しております。なお、本株主提案に記載の株式会社リクルートホールディングス株式についても検証を行っており、2018年3月期から2021年3月期にかけて累計2,790千株を売却してまいりました。

また、東京証券取引所の市場区分見直しにおいて、移行する市場を検討するうえで、当社としても流通株式比率については注視をしております。

当社といたしましては、資本効率にも留意しつつ、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

以上のとおり、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第8号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

I. 本株主提案の内容および理由

①議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬額を、年額350百万円の報酬限度額とは別に、年額75百万円以内と設定する。具体的な支給時期および配分は、取締役会において決定し、ポイント付与制度等の具体的な導入方法は、取締役会および役員人事・報酬会議において決定する。

②提案の理由

コーポレートガバナンス・コードの原則4-2は、「経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである」と定めて、経営陣の報酬についてインセンティブ付けを行うよう要請しています。

しかしながら、当社では、中長期的な会社の業績と明確に連動する、投資家にとっても透明性のある報酬制度が導入されていないため、取締役の報酬制度は、経営陣が中長期的な企業価値増大に向けた価値共有を促進するためのインセンティブを提供するものになっていません。

また、当社の取締役が保有する当社の株式は、わずか0.1%に過ぎません（2020年9月30日時点の開示情報に基づく提案者推定値）。

2020年7月1日に当社が更新しているコーポレート・ガバナンス報告書には、取締役等の報酬決定の方針として、業績連動報酬は、「当事業年度の連結当期純利益及び労働生産性」に連動させていると記載されています。業績連動報酬が当事業年度の業績にのみ連動している制度のもとでは、取締役は短期的な結果だけを視野に決定を行う可能性があります。さらに、同報告書によれば、業績連動報酬は取締役の報酬全体の4割を占めるのみで、残りの6割は固定報酬であり、当社の中長期的な価値創造に直接連動したものではありません。

提案者は、取締役が中長期的な経営計画に連動した一定の業績目標達成に基づいて株式を付与されるべきであると考えます。また、業績連動報酬を付与された取締役は、退職または退任後、同株式を現金化できるようにする必要があります。

業績連動株式報酬の目的は、経営陣に対して、会社の企業価値の持続的な向上を図り、長期的な意思決定を促すためのインセンティブを提供することにあります。そのため、取締役の報酬は、固定報酬と、退職または退任した後に初めて現金化できる業績連動株式報酬で構成する必要があります。したがって、提案者は、年額350百万円の報酬限度額とは別に、追加のインセンティブ報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を提案します。

Ⅱ．本株主提案に対する当社取締役会の意見

①当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

社外取締役を除く取締役に対しては、現在、単年度の連結業績を直接かつタイムリーに反映させる短期インセンティブに加え、役員持株会制度を活用した中長期インセンティブスキームを導入しております。

具体的には、2016年4月28日開催の取締役会において、社外取締役を除く取締役に対して固定報酬の一部（役位毎に定めた月額）を役員持株会へ拠出することにより自社株式取得にあてることを義務付けております。

本スキームは、中長期的視点からの持続的な成長に向けた意欲を引き出し、株主の皆様との価値共有を進めつつ、企業価値の向上を図ることに資するとともに、コーポレートガバナンス・コードの趣旨にも沿うものと考えております。

引き続き当社の企業価値の持続的な向上と株主との一層の価値共有に向けて、当社に相応しい中長期インセンティブスキームを、独立社外取締役が過半数を占める役員人事・報酬会議での審議を通じて検討してまいります。

以上のとおり、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上

1.企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

(経済及び業界の環境)

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にありました。

企業収益は同感染症の影響により減少が続く、顧客企業におけるシステム投資については抑制傾向にありましたが、第3四半期以降は一部業種を除き、回復傾向にありました。

(企業集団の営業の経過及び成果)

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動水準が厳しい状況にあるなか、ビジネス環境の変化に伴う企業のニューノーマルへの対応を進めてまいりました。お客様の新しい働き方のITニーズに対するコンサルティングサービスの提供をはじめ、柔軟でセキュアなテレワーク環境や契約・決裁業務のデジタル化・ペーパーレス化等のデジタルワークプレイスソリューションの迅速な提供等を行いました。

お客様のデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた取り組みとして、2020年4月より全社のDXを推進する組織として「DX推進&ソリューション企画・コンサルティングセンター（DX&SCC）」を設立し、各事業本部・事業部やシステム研究開発センターと有機的な連携を生み出すことで、DX対応力を会社として最大限発揮できるよう体制を整えました（2021年4月より「DX&イノベーションセンター（DXIC）」に改組）。また、デジタルイノベーション共創プログラム「Angraecum」（アングレカム）の提供を開始し、プロジェクトの立ち上げからお客様と共同で活動することで、DXの加速の支援を行いました。加えて、製造・エネルギー業界を中心としたローカル5Gの実証実験や作業者をITで見守る「安全見守りくん」などの導入も進み、日本製鉄㈱をはじめとする多くの製造現場のDX推進に貢献しました。更には、医療分野におけるデータ利活用の推進など、社会課題の解決に向けた取り組みも行っていました。

全社的な取り組みを進めている働き方変革につきましては、社員一人ひとり、より健康で意欲的に仕事に取り組むことができる就業環境を構築するべく、効率的な働き方の実現による総労働時間の削減や有休取得の拡大および自律的なキャリア形成を支援する様々な仕組みの整備に継続して取り組みました。社内においては、ダイバーシティ&インクルージョン施策、働き方変革及び健康経営に取り組み、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進法」に基づく優良な「子育てサポート」企業として「プラチナくるみん」の認定を受けました。このように、当社は豊かな社会づくりに向けてESGの観点で様々な事業活動に取り組んでおり、ESG投資のための株価指数である「FTSE4Good Index Series」及び「FTSE Blossom Japan Index」構成銘柄に2年連続で採用されました。

本社地区オフィスの2拠点化（虎ノ門地区：虎ノ門ヒルズビジネスタワー、新川地区：住友ツインビル）につきましては、執務環境の刷新・改善による社員間のコミュニケーション強化、コラボレーションの促進等による効率的かつ創造的な働き方の実現や大規模自然災害の発生等による事業継続リスク低減に向けて整備を完了しました。虎ノ門地区オフィスでは2020年5月より業務を開始するとともに、新川地区のオフィス再整備を実施し、働きやすく創造的な執務環境を実現いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当社は社員及びパートナー社員の安全と健康に配慮して迅速にリモートワーク環境を整え、リモートワーク対象者、対象業務範囲を拡大し、事業継続性を確保する取り組みを行っております。

当連結会計年度の売上高は、251,992百万円と前連結会計年度（274,843百万円）と比べ22,850百万円の減収となりました。売上総利益は、減収の影響により減益となりました。販売費及び一般管理費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、営業力強化、研究開発、採用・教育等の費用が減少しました。経常利益は、25,101百万円と前年同期（28,275百万円）と比べ3,173百万円の減益となりました。

当連結会計年度をサービス分野別（業務ソリューション事業、サービスソリューション事業）に概観しますと、以下のとおりであります。

業務ソリューション事業

業務ソリューション事業につきましては、当連結会計年度の売上高は162,273百万円と前連結会計年度（180,071百万円）と比べ17,797百万円の減収となりました。

（産業、流通・サービス分野）

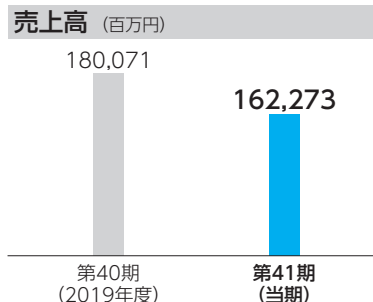
産業、流通・サービス分野向けにつきましては、主にプラットフォーム・小売・輸送向けが堅調でしたが、製造業向けの大型基盤案件の反動減により、売上高は前年同期と比べ減収となりました。

（金融分野）

金融分野向けにつきましては、プロダクトおよび規制対応案件等の増加により、売上高は前年同期と比べ増収となりました。

（公共公益分野）

公共公益分野向けにつきましては、公共分野での官公庁向けの基盤案件およびテレコム分野でのITプロダクト等の反動減により、売上高は前年同期と比べ減収となりました。



サービスソリューション事業

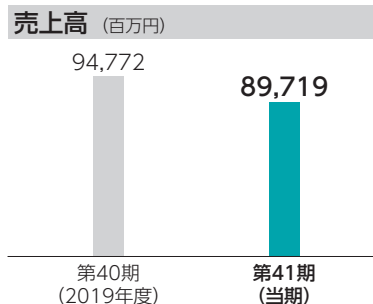
サービスソリューション事業につきましては、当連結会計年度の売上高は、89,719百万円と前連結会計年度（94,772百万円）と比べ5,052百万円の減収となりました。

（ITインフラ分野）

ITインフラ分野につきましては、主にITプロダクト等の減により、売上高は前年同期と比べ減収となりました。

（鉄鋼分野）

鉄鋼分野につきましては、前年度の日本製鉄(株)の商号変更対応及び製鉄所刷新案件等の反動減に加え、今期はシステム投資が抑制傾向にあったことにより、売上高は前年同期と比べ減収となりました。



(2)設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、3,764百万円の投資を実施しました。

(3)資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4)対処すべき課題

①中期事業方針の実現に向けた事業運営

(事業環境認識)

当社とお客様を取り巻く事業環境は人口構造の変化、加速度的なIT技術の進展に加えて、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済影響や社会の行動変容にも直面しており、「非連続的な」変化の中にあります。こうした中で、様々な業界におけるビジネスのパラダイムシフトに対し、DXへの取り組みが進められてきました。新型コロナウイルス感染症による社会の変化も見据え、中長期的にDXニーズが一層加速するものと考えております。

当社は、2030年頃のデジタル社会の到来を見据え、持続的な事業成長に向け、今回策定した中期事業方針の実現に向けた事業推進・実行が課題であると捉えております。

1) 2021-2025年度中期事業方針

中期の事業方針として、以下4点の柱を以て、事業を運営してまいります。

- ・進展するDXニーズの着実な取り組み
- ・高付加価値事業と総合的な企業価値の持続的向上
- ・優秀な人材の獲得・育成の一層の強化
- ・内部統制・リスクマネジメント徹底の継続

2) 当社の目指す姿

当社は、中期における目指す姿を「ファーストDXパートナー」と定め、DXニーズの加速する2025年に向けて、お客様のビジネスのDXを実現し、お客様の国際競争力強化に貢献することを通じて、広く産業全般を活性化し、豊かな社会を築いていくことが、ITのプロフェッショナルとしての当社の存在意義であると考えております。

当社は、お客様との深い関係性を築き、かけがえのない「ファーストDXパートナー」として、お客様とともにDX実現に向けた課題の解決を目指します。

当社が考えるDXとは、組織・業務プロセス・システムを、データとデジタル技術によって横断的に変革し続けることです。そのためには、個別最適を超えて「あらゆるもの=X」をインテグレートすることが必要となります。

「あらゆるもの=X」をインテグレートし、DX実現に向けた課題を解決して、お客様の競争力強化を支えるのが、ファーストDXパートナーである当社です。

当社は、従来の「System Integrator」から「X Integrator」へと自己定義を変革し、従来のSIの枠を超えてお客様のDX推進を支えてまいります。

3) 成長戦略

当社は、日本企業のDX本格展開を見据え、顧客との関係性を深化させながら、全社を挙げてDX推進に伴うニーズを最大限に獲得し、事業拡大を目指します。特にこの中期期間においては、次の4領域について事業成長を牽引する「注力領域」として定め、経営リソースを積極的に投入し、全社成長の加速を図ります。

(注力領域)

- ・デジタル製造業
- ・プラットフォーム支援
- ・デジタルワークプレイスソリューション
- ・ITアウトソーシング

(成長に向けた投資)

上記戦略を支えていくための成長投資として、以下に取り組んでまいります。

- ・事業基盤強化投資：優秀な人材の獲得・育成等の人材投資、研究開発・新規ソリューション創出、事業開発、IT環境整備、設備投資等
- ・DX加速投資：DX上流人材・DX開発人材の集中育成、IT装備の拡充（次世代システム開発環境Tetralinkの整備等）、新規領域・事業へのチャレンジ促進等
- ・M&A等の投融資

(エンゲージメントの高い組織づくり)

人材こそが最も重要な資源である当社においては、DXを進めていくための創造的で高度なITのプロフェッショナル人材の集団が生き生きと働ける会社づくりが不可欠になってまいります。こうした創造的で高度なIT人材にとって魅力的な、エンゲージメントの高い働きがいのある会社づくりを進めるべく、当社では、働きやすい職場環境づくり、人材育成の充実、人事諸制度の整備等を進めてまいります。

4) 中期事業成長目標

上記の取り組みを進め、全社を挙げて「日本企業のDX推進に伴うニーズ」を最大限獲得し、お客様との深い関係性を構築しながら、ITサービス市場の成長を上回る事業成長を狙います。

- ・連結売上高成長率：年率5-6%
- ・注力領域売上高成長率：年率10%以上

5) サステナビリティへの取り組み

当社は、「真の価値の創造により、お客様との信頼関係を築き、ともに成長を続け、社会の発展に貢献する」、という企業理念に基づき、豊かな社会づくりに向けてESG（環境・社会・ガバナンス）の観点で様々な事業活動に取り組んでいます。

さらに、国連が主導する「持続可能な成長目標（SDGs）」にも積極的に取り組み、グローバルな社会の一員として持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

②リスクマネジメントの徹底

事業成長を支えるリスクマネジメントにつきましては、2020年2月に公表した当社の一部の物品仕入販売型取引に関する「特別調査委員会の調査結果と業績に与える影響、再発防止策等について」を受けた再発防止の取り組み（リスクマネジメントの強化、業務プロセスの見直し、モニタリングの改善、営業教育・研修、営

業人材のアサインメント・ローテーション）を着実に進めるとともに、各部門の事業活動におけるリスクマネジメントのプロセスを一層強化、事業を取り巻く多様なリスクを識別し、その中から特に重要なリスクを抽出したうえで、適切なコントロールを行ってリスク発生の未然防止に取り組みます。また、内部統制・コンプライアンスに係るリスクについては各部門の自律的内部統制をベースとした内部統制PDCAを整備し、対応を図っていきます。あわせてトップメッセージの発信や社員のコンプライアンス教育等を通じ、法令・規則を遵守し高い倫理観をもった行動に努めます。

重要なリスクと認識している、システム構築プロジェクト、サービスビジネス、情報セキュリティおよび労務管理におけるリスク等について引き続き対応に注力してまいります。

システム構築プロジェクトにつきましては、プロジェクト規模の拡大や複雑化・高度化するプロジェクト実態に応じてプロジェクトリスクに関するモニタリングを強化し、リスクの早期発見、早期対応を図ります。

サービスビジネスリスクにつきましてもリスクモニタリングを強化し、発生した障害の解析と迅速な対策実施を図ります。

情報セキュリティにつきましては、ウイルス対策、外部サイトへのアクセス制限、操作ログ管理等のシステム実装面での対策に加え、規程やガイドラインを改訂し、過誤防止や負荷軽減のため業務プロセスを整備します。あわせてe-learningやインシデント訓練を通じたセキュリティレベルの向上をさらに推し進めてまいります。

労務管理リスクについては、勤務実態の適正な把握、管理を行うとともに、業務プロセスの標準化、システム化の促進等による業務負荷軽減に取り組みます。またハラスメントリスクに対して、意識啓発活動の継続や教育の徹底、ヘルプライン活用強化等により徹底防止を図ります。

また、大規模な地震、風水害等の自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症等のリスクにつきましては、事業活動継続のための対応力の維持、強化に努めます。事業継続計画(BCP)に基づく定期的な防災訓練の実施や安否確認システムの整備の他、クラウドサービス型の社内開発環境プラットフォーム「Tetralink」の活用による国内外での分散開発体制の拡大、テレワーク化の一層の推進等、引き続き事業継続性を確保する諸施策に取り組んでまいります。2020年に完了した本社地区のオフィス2拠点化等を通じ、災害発生時の事業継続リスクへの対応力強化に引き続き取り組んでまいります。

③経営体制の充実

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に関する社会的要請を踏まえつつ、社外取締役の導入や社外監査役が過半となる監査役会の設置等、経営体制の充実に取り組んでまいりました。

今般、当社は、意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営方針等の議論をより充実させるとともに、取締役会の経営に対する監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること等を目的として、2021年6月に開催予定の第41期定時株主総会で関連する定款変更議案が承認されることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを2021年2月19日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、同定時株主総会において、関連する会社提案議案が原案通り可決された場合、当社取締役会における社外取締役の割合は3分の1超（13名中5名）となり、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性の確保、経営に対する監督機能の強化を図ります。

引き続き取締役会の実効性評価により抽出した課題や、ジェンダー等多様性を取り入れた取締役会の運営改善等、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実に取り組み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5)財産及び損益の状況の推移

①企業集団の推移

	2017年度 第38期	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	230,860	255,116	274,843	251,992
経常利益 (百万円)	22,279	25,812	28,275	25,101
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,105	16,713	18,552	16,982
1株当たり当期純利益	148.97円	178.44円	202.76円	185.60円
総資産 (百万円)	219,077	232,779	240,448	272,223
純資産 (百万円)	140,366	145,901	155,392	186,128

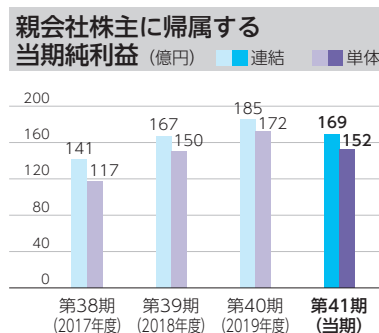
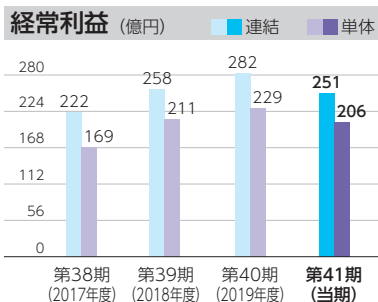
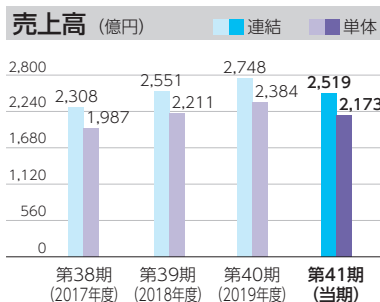
(注) 1. 第38期および第39期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第39期の期首から適用しており、第38期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

②当社の推移

	2017年度 第38期	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	198,711	221,114	238,423	217,362
経常利益 (百万円)	16,921	21,105	22,967	20,642
当期純利益 (百万円)	11,789	15,037	17,225	15,292
1株当たり当期純利益	124.51円	160.55円	188.25円	167.13円
総資産 (百万円)	211,609	224,347	231,148	262,887
純資産 (百万円)	114,753	118,305	125,938	154,708

(注) 1. 第38期および第39期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第39期の期首から適用しており、第38期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

[ご参考]



(6)重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社は日本製鉄(株)であり、同社は当社の株式を58,033,800株（議決権比率63.4%）保有しています。

(ii) 親会社との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社より社内情報システムの構築およびその運用保守業務等を受託していますが、価格等の取引条件は、他の顧客との契約条件や市場価格を参考に合理的に決定しております。

また当社は、親会社に対して資金の預託を行っておりますが、その利率は市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親会社との取引については、当社の一般的な取引と同様の条件でなされており、当社の利益を害していないと判断しております。

(ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	本店所在地	資本金（百万円）	出資比率（％）	主要な事業内容
北海道NSソリューションズ(株)	北海道室蘭市	80	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
東北NSソリューションズ(株)	宮城県仙台市	40	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
(株)NSソリューションズ東京	東京都中央区	98	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
(株)NSソリューションズ中部	愛知県東海市	60	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
(株)NSソリューションズ関西	大阪府大阪市	70	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
九州NSソリューションズ(株)	福岡県福岡市	90	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
NSSLCサービス(株)	東京都中央区	250	100.0	情報システムの運用・保守等
(株)ネットワークバリューコンポネンツ	東京都大田区	381	100.0	ネットワーク・セキュリティ関連製品の販売・保守等
NSフィナンシャルマネジメントコンサルティング(株)	東京都港区	45	100.0	金融機関向けコンサルテーション等
(株)金融エンジニアリング・グループ	東京都中央区	99	100.0	金融機関等向けコンサルテーション等
エヌシーアイ総合システム(株)	東京都中野区	300	51.0	システムソリューション事業等
日鉄日立システムエンジニアリング(株)	東京都中央区	250	51.0	システムソリューション事業等
日鉄軟件（上海）有限公司	中華人民共和国 上海	510万USドル	93.8	情報システムの開発・運用・保守等
NS Solutions Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール	40万SGドル	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
Thai NS Solutions Co., Ltd.	タイ バンコク	1.2億タイバーツ	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
PT.NSSOL SYSTEMS INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	250万USドル	100.0	情報システムの開発・運用・保守等
PT.SAKURA SYSTEM SOLUTIONS	インドネシア ジャカルタ	58億インドネシアルピア	51.12	情報システムの開発・運用・保守等
NS Solutions USA Corporation	米国 サンマテオ	30万USドル	100.0	情報システムの開発・運用・保守、市場調査等
NS Solutions IT Consulting Europe Ltd.	英国 ロンドン	40万GBポンド	100.0	情報システムの開発・運用・保守等

(注) 出資比率は、子会社を通じた間接保有分を含めて算定しております。

(7)主要な事業内容

	事業内容
業務ソリューション事業	業種・業務に関する豊富な知識と経験をもとに、顧客ニーズに応えるシステムライフサイクルトータルでのソリューションを提供するもの
サービスソリューション事業	ミッションクリティカルな要求に応えるシステムインフラを中心とするサービスおよび情報システムに関するフルアウトソーシングサービスを提供するもの

(8)主要な営業所

- ①当 社 本 社：東京都港区
- ②当 社 事 業 所：北海道支社（北海道室蘭市）、東北支社（宮城県仙台市）、中部支社（愛知県名古屋市）、関西支社（大阪府大阪市）、九州支社（福岡県福岡市）、システム研究開発センター（神奈川県横浜市）
- ③その他事業所：上記「(6)重要な親会社及び子会社の状況②重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9)従業員の状況

企業集団の従業員数	前連結会計年度末比増減数
6,958名	319 名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10)主要な借入先

該当する事項はありません。

(11)組織再編行為等の状況

該当する事項はありません。

(12)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2.会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数423,992,000株
- (2)発行済株式の総数普通株式 91,501,000株
(自己株式 716株を含む。)
- (3)株主数5,832名
- (4)大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（％）
日本製鉄株式会社	58,033,800	63.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,298,300	4.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,451,900	3.77
日鉄ソリューションズ社員持株会	2,135,604	2.33
ジェービーモルガンチェースバンク 385632 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1,858,296	2.03
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1,035,108	1.13
CEP LUX-ORBIS SICAV （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	714,700	0.78
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505103 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	539,690	0.59
ザバンクオブニューヨークメロン 140044 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	526,600	0.58
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリユーエスタックスエグゼンブ テドペンションファンズ （常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部）	452,500	0.49

（注） 持株比率は自己株式（716株）を 控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3.会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

①当事業年度末現在の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森 田 宏 之	代表取締役社長	
近 藤 一 政	取締役専務執行役員 (管理本部、企画部、財務部、法務・知的財産部、内部統制・監査部担当、管理本部長委嘱)	
大 城 卓	取締役常務執行役員 (テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門担当)	
松 村 篤 樹	取締役常務執行役員 (鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当)	
福 島 徹 二	取締役上席執行役員 (DX推進&ソリューション企画：コンサルティングセンター、産業ソリューション部門、流通：サービスソリューション部門担当)	
玉 置 和 彦	取締役上席執行役員 (営業統括本部、人事本部担当 人事本部長委嘱)	
吉 田 勝 彦	取締役上席執行役員 (金融ソリューション部門、技術本部担当、技術本部長委嘱)	
青 島 矢 一	取締役	国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長、 デックポイント・インク社外取締役
石 井 淳 子	取締役	三井住友海上火災保険(株)社外監査役、 川崎重工業(株)社外取締役 (監査等委員)
石 井 一 郎	取締役	デロイトトーマツ合同会社 アドバイザー、 能美防災(株)社外取締役
金 山 尚 弘	常任監査役 (常勤)	
樋 口 哲 朗	監査役	樋口公認会計士事務所代表
岡 田 恭 子	監査役	(株)SUBARU社外監査役、大王製紙(株)社外監査役
星 周 一 郎	監査役	公立大学法人東京都立大学法学部教授 法学部長
佐 藤 明	監査役	日本製鉄(株)経営企画部部長、 日鉄エンジニアリング(株)監査役

(注1) 取締役 青島矢一氏、石井淳子氏および石井一郎氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役 樋口哲朗氏、岡田恭子氏および星周一郎氏は、社外監査役であります。

(注3) 取締役 青島矢一氏、石井淳子氏および石井一郎氏、監査役 樋口哲朗氏、岡田恭子氏および星周一郎氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(注4) 監査役 樋口哲朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注5) 社外取締役および監査役全員と当社との間では、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、取締役あるいは監査役の任務を怠ったことにより、社外取締役あるいは監査役が当社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該社外取締役あるいは監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除することを定めるものであります。

(注6) 監査役 浅谷幸彦氏は、2020年6月19日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

②2021年4月1日現在の状況

2021年4月1日付にて、地位及び担当の異動があり、次のとおりとなりました。

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森 田 宏 之	代表取締役社長	
大 城 卓	取締役専務執行役員 (テレコムソリューション部門、社会公共ソリューション部門、ITインフラソリューション・サービス部門担当)	
松 村 篤 樹	取締役専務執行役員 (鉄鋼ソリューション部門、IoTソリューション事業推進部担当)	
福 島 徹 二	取締役常務執行役員 (産業ソリューション部門、流通・サービスソリューション部門担当)	
玉 置 和 彦	取締役常務執行役員 (営業統括本部、管理本部、企画部、財務部、法務・知的財産部、人事本部、内部統制・監査部担当)	
吉 田 勝 彦	取締役上席執行役員 (DX&イノベーションセンター、金融ソリューション部門、技術本部担当)	
近 藤 一 政	取締役 社長付	
青 島 矢 一	取締役	国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター長、テックポイント・インク社外取締役
石 井 淳 子	取締役	三井住友海上火災保険(株)社外監査役、川崎重工業(株)社外取締役（監査等委員）
石 井 一 郎	取締役	デロイトトーマツ合同会社アドバイザー、能美防災(株)社外取締役、Terra Motors(株)社外取締役
金 山 尚 弘	常任監査役(常勤)	
樋 口 哲 朗	監査役	樋口公認会計士事務所代表
岡 田 恭 子	監査役	(株)SUBARU社外監査役、大王製紙(株)社外監査役
星 周 一 郎	監査役	公立大学法人東京都立大学法学部教授
佐 藤 明	監査役	日本製鉄(株)経営企画部部長 日鉄エンジニアリング(株)監査役

(注1)取締役 青島矢一氏、石井淳子氏および石井一郎氏は、社外取締役であります。

(注2)監査役 樋口哲朗氏、岡田恭子氏および星周一郎氏は、社外監査役であります。

(注3)取締役 青島矢一氏、石井淳子氏および石井一郎氏、監査役 樋口哲朗氏、岡田恭子氏および星周一郎氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(注4)監査役 樋口哲朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注5)社外取締役および監査役全員と当社との間では、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、取締役あるいは監査役の任務を怠ったことにより、社外取締役あるいは監査役が当社に対して負うこととなる損害賠償責任について、当該社外取締役あるいは監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度としてその責任を免除することを定めるものであります。

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の 員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	213	162	50	9
社外取締役	22	22	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	20	20	-	1
社外監査役	24	24	-	3

(注) 上記の取締役報酬額のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与額は36百万円であります。

②業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬については、当事業年度の連結上の当期純利益及び一人当たりの経常利益に連動させており、連結業績を役員報酬へ直接かつタイムリーに反映させることを当該指標の選定理由としています。業績連動報酬額は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に設定し、当社の業績指標に応じて一定の範囲で変動させております。

当事業年度を含む連結上の当期純利益及び経常利益は、1.（5）財産及び損益の状況の推移に記載の通りです。

③非金銭報酬等の内容

該当する事項はありません。

④取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社取締役会の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第36期定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役は年額35百万円以内）と決議しております（使用人兼務分含む）。当該定時株主総会終結時点の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2001年3月30日開催の臨時株主総会において月額4.5百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の員数は3名です。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

（i）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。具体的には、透明性・客観性の向上の観点から代表取締役社長（森田宏之氏）、社内取締役（1名：玉置和彦氏）と独立社外取締役（3名：青島矢一氏、石井淳子氏、石井一郎氏）からなる「役員人事・報酬会議」で審議し、取締役会の決議によって決定方針を定めております。

(ii) 決定方針の内容の概要

社外取締役を除く取締役の報酬は、各取締役の役割と職責に応じて予め定められた役位別の固定報酬と業績連動報酬から構成されます。業績連動報酬は、当事業年度の連結上の当期純利益及び一人当たりの経常利益に連動します。加えて、代表取締役社長による取締役毎の担当領域での実績等評価を加味（各役位別報酬金額の5%の範囲内）して、実際の支給額を算出しております。また、中長期インセンティブとして固定報酬の一部を役員持株会への拠出により自社株式取得にあてることを義務付けております。

社外取締役の報酬については、固定報酬のみとしております。

(iii) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性・客観性の観点から独立社外取締役が過半数を占める「役員人事・報酬会議」において決定方針との整合性を含め審議を行っているため、取締役会も当該審議結果を尊重し、報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬であり、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

⑦取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月19日開催の取締役会にて代表取締役社長森田宏之氏に各取締役個人別に実際に支給する報酬額の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、取締役毎の担当領域での実績等評価を加味（各役位別報酬金額の5%の範囲内）した具体的な報酬の決定であり、同氏は、当該権限に基づき、具体的な報酬を決定しております。この権限を委任した理由は当社全体を俯瞰しつつ各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(3)社外役員に関する事項

①重要な兼職等の状況

- ・社外取締役 青島矢一氏は、国立大学法人一橋大学イノベーション研究センターの教員、テックポイント・インクの社外取締役であります。国立大学法人一橋大学イノベーション研究センターおよびテックポイント・インクと当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 石井淳子氏は、三井住友海上火災保険㈱の社外監査役、川崎重工業㈱の社外取締役（監査等委員）であります。三井住友海上火災保険㈱および川崎重工業㈱と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 石井一郎氏は、デロイトトーマツ合同会社のアドバイザー、能美防災㈱の社外取締役およびTerra Motors㈱の社外取締役であります。デロイトトーマツ合同会社および能美防災㈱およびTerra Motors㈱と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 樋口哲朗氏は、樋口公認会計士事務所の代表であります。樋口公認会計士事務所と当社の間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役 岡田恭子氏は、㈱SUBARUの社外監査役および大王製紙㈱の社外監査役であります。㈱SUBARUおよび大王製紙㈱と当社の間には特別な関係はありません。

- ・社外監査役 星周一郎氏は、公立大学法人東京都立大学法学部の教員であります。公立大学法人東京都立大学と当社の間には特別な関係はありません。

②当社又は当社の特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

③主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	青 島 矢 一	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席しています。長年の経営戦略分野研究の専門家としての学識経験を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行うとともに、経営陣の監督に務めております。
取 締 役	石 井 淳 子	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席しています。長年の雇用や労働に関する豊富な経験と高い見識を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行うとともに、経営陣の監督に務めております。
取 締 役	石 井 一 郎	社外取締役就任後開催の取締役会12回の全てに出席しています。豊富なグローバル経験及び企業経営に関する見識を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行うとともに、経営陣の監督に務めております。
監 査 役	樋 口 哲 朗	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また監査役会19回の全てに出席しています。長年の公認会計士としての豊富な監査経験を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行っています。
監 査 役	岡 田 恭 子	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また監査役会19回の全てに出席しています。長年の企業倫理や社会貢献に関する豊富な経験と高い知見を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行っています。
監 査 役	星 周 一 郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会19回のうち全てに出席しています。長年の法律の専門家としての学識経験を活かし、適宜当社の経営に有用な発言を行っています。

④当社の親会社又は当社親会社の子会社から受けた報酬等の総額
該当する事項はありません。

5.会計監査人の状況

(1)会計監査人の氏名又は名称

有限責任 あずさ監査法人（東京都新宿区津久戸町1番2号）

（注） 当社の連結子会社のうち、海外子会社の一部については、当社会計監査人以外の監査法人からの監査を受けております。

(2)会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	65百万円
②当社及び子会社が支払うべき事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	69百万円
③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

（注） 1. 当社又は子会社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①および②の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めています。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の監査計画の内容、所要の監査体制・監査時間および報酬見積もりの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について妥当な水準であると判断し、同意いたしました。

(3)非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、国際財務報告基準（IFRS）への移行に関する指導・助言業務を委託しております。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人を解任できる相当の事由が生じた場合、又は会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、会社法に基づき必要な措置をとることといたします。

6.会社の体制及び方針

(1)内部統制システムの基本方針

当社は、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指しています。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めています。

- ①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業理念」、「行動指針」及び「グローバル・ビジネス・コンダクト」に基づき、業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）及び使用人間にて適法・適正な職務執行を行うという基本理念・基本方針を共有化し、各種の研修や社内ホームページ等の媒体を通じて、業務執行取締役及び使用人に対して、職務を果たす上で必要となる法令等の周知徹底を継続的に行います。

業務執行取締役及び使用人は法令及び定款に適合した各種社内規程を遵守して職務執行にあたることとし、規程主管部門は規程の遵守状況のモニタリングを定期的に行うとともに、法令及び定款等への違反事件が発生した場合の監査役や内部監査部門への報告体制を整備します。これに加え、内部監査部門は定例監査を行い、改善・是正意見を含む監査結果を代表取締役に報告し、職務執行の適法性・適正性を担保します。

また、内部者通報窓口（ヘルプライン）を整備し、法令違反等の情報の迅速な収集と適切な対応を行います。

取締役会は法令及び定款等への適合状況のモニタリング機能の最高機関として、適時適切な情報の把握と必要に応じ審議を行います。

市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、断固として排除すべく、社内体制の確立と社外専門機関との連携に努めます。

なお、違法行為等を行った使用人に対しては、就業規則等の定めに従い、厳正な処分を行います。

- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役会議事録をはじめとする職務執行に係る各種情報について、法令並びに法令及び定款に適合した社内規程に基づき、その重要度に応じた保存・管理方法及び管理主管部門を定めた上で、当該管理主管部門が適切に保存及び管理を行います。

また、決算情報をはじめとする重要な企業情報について、法令、証券取引所規則及びこれらに基づき制定したIR基本方針に従い、適時適切な開示を行います。

- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動全般にわたり内在する様々なリスクについて、その発生可能性、影響等を評価し、各々のリスク特性に応じたリスクマネジメント活動を展開することとし、必要な社内規程・マニュアル類を整備、業務執行取締役及び使用人に周知徹底します。また、各規程主管部門及び内部監査部門は規程・マニュアル類の遵守状況をモニタリングし、継続的にリスクマネジメント活動の改善に努めます。特に、当社経営上重大な影響を及ぼすこととなるリスクに対しては、専任組織や審議体制を整備し、リスクマネジメント体制の強化を図ります。取締役会はリスクマネジメント活動のモニタリング機能の最高機関として、適時適切な情報の把握と必要に応じ審議を行います。

経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、会社に対する損害・影響等を最小限にとどめるべく、社長を本部長とする「危機対策本部」を招集し、必要な対応を図ります。また、平時においても、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を中心に、適時適切に総務部門への報告がなされるとともに、監査役および内部監査部門にも報告される体制を整備し、早期の段階から監査役および内部監査部門がリスク状況に関与し、経営から独立した立場から機動的にアドバイスを行うことができる体制を構築します。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、法令および定款に適合した取締役会規程に従い、経営上の重要事項について決定を行います。業務執行については、所定の決裁権限ルールに基づき、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲します。このうち、重要なものについては、社長をはじめとする経営層がメンバーとなる経営会議にて審議・決定を行います。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理規程において、グループ会社管理に関する基本的な考え方、手続きを定めます。グループ会社各社とは事業戦略・課題認識を共有化し、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす重要事項など一定レベル以上の事項については、グループ会社各社に対し事前協議・報告を義務付けます。また、グループ会社各社の取締役より業務執行状況や重要な経営課題等について定期的に報告を受け、各社の状況把握に努めるとともに、必要な対応を図ります。

当社の親会社との契約・取引条件等は、その他顧客との取引における契約条件や市場価格を参考に合理的に決定します。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会事務局を置き、監査役の職務を補助する使用人を配置します。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び人事評価等については、監査役と事前に協議を行います。

⑧当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

当社の取締役および使用人は、適時適切に職務執行状況や経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、監査役に直接あるいは総務部等関係部門を通じて報告を行います。内部者通報窓口（ヘルプライン）の運用状況についても監査役に報告を行います。

⑨子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制

各グループ会社の取締役、監査役、使用人等は適時適切に職務執行状況や経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、当社の監査役に直接あるいは総務部等関係部門を通じて報告を行います。

⑩監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査役への報告をした者に対し、内部通報に関わる規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いはい行いません。

⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上し、また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じます。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会のほか、必要に応じて経営会議に出席し、事業戦略・経営課題を共有化するとともに、取締役の職務執行状況を監査します。また、内部監査部門は、定期的または必要の都度、監査役と意見交換を行うとともに、監査の実施にあたっては可能な限り連携を図ります。

(2)内部統制システムの運用状況

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の内部統制システムは、「内部統制基本規程」のもと、部門長の責任による自律的内部統制活動を基本とし、内部統制・監査部が内部統制システムの基本方針の立案を行い、各部門の策定した内部統制活動計画を取りまとめ、全社としての内部統制計画を策定し、内部統制維持・向上に向けた活動を進める一方、機能部門が全社ルールの制定・維持管理（改善を含む）及び各部門による実行・遵守状況のモニタリングを行い、その状況・結果を内部統制・監査部監査室が監査にて確認・評価するという枠組みで実行しております。

2020年度においては、2020年2月に公表した当社の一部の物品仕入販売型取引に関する「特別調査委員会の調査結果と業績に与える影響、再発防止策等について」を受け、発生原因分析を踏まえて、再発防止に取り組み、内部統制委員会の設置など、内部統制・リスクマネジメント体制を整備しました。あわせて、網羅的なリスク体系やリスクを認識するためのプロセス・視点の整備、自律的かつ継続的なリスク管理の強化、リスク感度の向上施策等、リスクマネジメントの強化と内部統制PDCAの再構築を行いました。

監査室は、国内全事業部・共通部門・子会社、及び海外子会社の内部監査を実施しております。

社長を委員長とした内部統制委員会で、内部統制計画、内部統制活動の実行状況評価等、内部統制システム全体の維持・強化に関連する事項を審議し、内部統制活動の継続的改善を統括します。

定期的に「内部統制責任者会議」「内部統制担当部長会議」を開催し、社内各部門・子会社に内部統制に関する情報共有や各リスクへの対応方針の徹底を図っております。

また、毎事業年度の内部統制システムの構築・運用状況については、取締役会において確認を行っております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、取締役会議事録、経営会議議事録等について法令および社内規程に則り適切に管理しております。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「内部統制基本規程」に基づき、事業活動全般にわたり内在する様々なリスクについて、各部門が事業推進にあたってのリスク認識を行い、リスクコントロールを行うことをリスクマネジメントの基本としております。また機能部門が各部門の実行・遵守状況をモニタリングします。これらの活動により、継続的にリスクマネジメント活動の改善に努めております。

当社は、「危機管理規程」に基づき、経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機対策本部を招集し、必要な対応を図ることとしています。

また、重大インシデント発生を想定した対応訓練や、地震防災BCPに基づく、大規模地震の発生を想定した初期初動訓練を実施しております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

2020年度は、取締役会を16回、経営会議を42回開催し、「決裁権限規程」に基づき、経営上の重要な事項について決定を行いました。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社との取引については、毎事業年度取締役会に実績報告を行うとともに、当該取引が当社の利益を害するものではないことについて判断を行っております。

子会社に対しては、「グループ会社管理規程」に基づき重要な事項に関しては当社の取締役会あるいは経営会議において審議・承認を行っております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会事務局を設置し、専任の使用人を配置し、監査役の業務を補助しております。当該使用人は業務執行から独立し、監査役の指揮命令のみに従っております。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役との事前協議の上実施しております。

⑧当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

重要な意思決定事項等については、監査役への事前説明を行っております。業務に関わる諸課題については、関係部門が適宜監査役に報告しております。

内部者通報窓口（ヘルプライン）への通報内容に関しては、都度通報事実及び対応経緯を監査役に報告しております。

⑨子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告する体制

重要な意思決定事項等については、監査役への事前説明を行うこととしております。子会社の業務に関わる諸課題については、総務部等の関係部門が適宜監査役に報告しております。

⑩監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

「ヘルプライン運用規程」に基づき、監査役への報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いは行っておりません。内部通報制度に関しては、社内報等を通じて社員に周知しております。

⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用に関しては、期初に適切に予算計上を行っております。また、緊急又は臨時に支出した費用に関しては、事後監査役の償還請求に応じております。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会の他、経営会議にも出席し、事業戦略・経営課題を共有化するとともに、取締役の職務執行状況を監査しています。

また、社外監査役・社外取締役及び常勤監査役・監査役会事務局長から構成される「社外監査役・社外取締役ミーティング」を開催し、当社の監査状況等について社外取締役との意見交換を行っております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は将来にわたり競争力を維持強化し、企業価値を高めていくことが重要と考えております。利益配分につきましては、株主の皆様に対する適正かつ安定的な配当及び事業成長に備えた内部留保を確保することを基本としております。

当社は、剰余金の配当の回数については、3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日を基準日とする旨、また配当の決定機関については、自己の株式の取得、準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会が定めることができる旨を定款に規定しています。

当期末日(2021年3月31日)を基準日とする剰余金の配当につきましては、当初予定通り1株につき27.5円の配当を実施したいと考えています。2020年9月30日を基準日とする剰余金の配当につきましては、1株につき25.0円を実施しており、年間合計では52.5円の配当を実施することとなります。これは、前期(2019年度)と比較して12.5円の減額となります。

なお、配当につきましては、連結業績に応じた利益還元を重視し、連結配当性向30%を目安としております。これにより、次期の剰余金の配当につきましては、年間合計で1株につき56.0円とする予定であります。

本事業報告に記載する金額、株式数等につきましては、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨てています。また、比率につきましては、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	171,834	流動負債	60,694
現金及び預金	5,255	支払手形及び買掛金	15,884
預け金	73,530	リース債務	901
受取手形及び売掛金	61,074	未払金	9,099
有価証券	1,000	未払法人税等	3,753
仕掛品	28,344	前受金	18,347
原材料及び貯蔵品	42	賞与引当金	9,553
その他	2,612	受注損失引当金	2,255
貸倒引当金	△25	プログラム補修引当金	185
固定資産	100,388	事業撤退損失引当金	19
有形固定資産	19,572	課徴金引当金	90
建物及び構築物（純額）	8,179	その他	603
工具、器具及び備品（純額）	6,913	固定負債	25,400
土地	2,543	リース債務	1,363
リース資産（純額）	1,491	役員退職慰労引当金	149
建設仮勘定	443	事業撤退損失引当金	173
その他	1	退職給付に係る負債	10,956
無形固定資産	5,040	繰延税金負債	10,231
ソフトウェア	1,507	その他	2,525
のれん	2,923	負債合計	86,094
その他	609	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	75,776	株主資本	141,501
投資有価証券	65,036	資本金	12,952
繰延税金資産	4,127	資本剰余金	9,950
差入保証金	6,336	利益剰余金	118,600
その他	324	自己株式	△2
貸倒引当金	△48	その他の包括利益累計額	38,325
		その他有価証券評価差額金	38,310
		為替換算調整勘定	15
		非支配株主持分	6,301
		純資産合計	186,128
資産合計	272,223	負債及び純資産合計	272,223

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		251,992
売上原価		200,042
売上総利益		51,950
販売費及び一般管理費		27,400
営業利益		24,549
営業外収益		
受取利息	182	
受取配当金	334	
受取損害賠償金	99	
その他	363	980
営業外費用		
支払利息	7	
持分法による投資損失	53	
固定資産除却損	50	
為替差損	48	
特別調査費用等	72	
訴訟関連費用	158	
その他	37	428
経常利益		25,101
特別利益		
投資有価証券売却益	2,034	2,034
特別損失		
オフィス整備費用	1,818	1,818
税金等調整前当期純利益		25,318
法人税、住民税及び事業税	7,414	
法人税等調整額	298	7,713
当期純利益		17,604
非支配株主に帰属する当期純利益		622
親会社株主に帰属する当期純利益		16,982

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告書

「参考」

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	161,353	流動負債	88,327
現金及び預金	1,408	買掛金	16,958
預け金	73,530	リース債務	872
受取手形	210	未払金	3,019
売掛金	54,420	未払法人税等	2,543
有価証券	1,000	未払消費税等	3,802
仕掛品	27,657	前受金	17,451
原材料及び貯蔵品	17	預り金	35,763
前払費用	668	賞与引当金	5,617
未収入金	1,229	受注損失引当金	2,010
関係会社短期貸付金	280	プログラム補修引当金	178
その他	955	事業撤退損失引当金	19
貸倒引当金	△25	課徴金引当金	90
固定資産	101,534	固定負債	19,851
有形固定資産	18,785	リース債務	1,329
建物	7,838	退職給付引当金	6,437
構築物	26	事業撤退損失引当金	173
工具、器具及び備品	6,511	資産除去債務	55
土地	2,542	繰延税金負債	10,204
リース資産	1,427	その他	1,650
建設仮勘定	438	負債合計	108,179
その他	0	純 資 産 の 部	
無形固定資産	2,054	株主資本	116,398
ソフトウェア	1,468	資本金	12,952
リース資産	583	資本剰余金	9,950
その他	1	資本準備金	9,950
投資その他の資産	80,693	利益剰余金	93,497
投資有価証券	64,741	利益準備金	163
関係会社株式	9,768	その他利益剰余金	
関係会社出資金	444	繰越利益剰余金	93,333
長期前払費用	20	自己株式	△2
差入保証金	5,615	評価・換算差額等	38,310
その他	135	その他有価証券評価差額金	38,310
貸倒引当金	△32	純資産合計	154,708
資産合計	262,887	負債及び純資産合計	262,887

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		217,362
売上原価		177,882
売上総利益		39,479
販売費及び一般管理費		20,962
営業利益		18,517
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,075	
有価証券利息	22	
その他	374	2,471
営業外費用		
支払利息	21	
固定資産除却損	47	
為替差損	17	
特別調査費用等	72	
訴訟関連費用	158	
その他	29	346
経常利益		20,642
特別利益		
投資有価証券売却益	2,034	2,034
特別損失		
オフィス整備費用	1,795	1,795
税引前当期純利益		20,881
法人税、住民税及び事業税	5,187	
法人税等調整額	401	5,589
当期純利益		15,292

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

「
参考
」

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日鉄ソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蓮 見 貴 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 野 祐 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日鉄ソリューションズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日鉄ソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日鉄ソリューションズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 蓮 見 貴 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 野 祐 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日鉄ソリューションズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針を含む）、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求めその業務及び財産の状況を調査しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

尚、事業報告に記載の通り、当社は昨年2月に公表した不適切な取引の判明を受けた再発防止の取り組みを進め、監査役会は、その実施状況及び実効性について確認してまいりました。この結果も踏まえて、当該内部統制システムの整備・運用について、継続的な改善の取り組みが行われていることを確認しております。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

日鉄ソリューションズ株式会社 監査役会

常勤監査役	金 山 尚 弘 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	樋 口 哲 朗 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	岡 田 恭 子 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	星 周 一 郎 ㊞
監 査 役	佐 藤 明 ㊞

[ご参考] ESGへの取り組み

当社は、「真の価値の創造により、お客様との信頼関係を築き、ともに成長を続け、社会の発展に貢献する」企業理念に基づき、豊かな社会づくりに向けてESG（環境・社会・ガバナンス）の面で様々な事業活動に取り組んでいます。

また、国連が主導する「持続可能な開発目標（SDGs）」にも積極的に取り組み、グローバルな社会の一員として持続可能な社会の実現に貢献していきます。

取り組み方針		取り組み事例	主なSDGs
E 環境	・ITを通じた地球環境の保全	・気象衛星「ひまわり」の運用事業を通じ、気候変動の監視・予測に貢献 ・旅客運輸業に関する電力モニタリングシステムを通じた省電力社会への貢献 ・企業の生産業務、輸送業務における最適化ソリューションによる環境負荷の低減	 
	・環境負荷低減活動の推進	・高エネルギー効率のデータセンターによるクラウドサービスの提供 ・電力、紙等の省資源活動の推進	 
S 社会	・ITを通じた社会課題の解決	・AIの研究開発で病理画像診断支援に寄与 ・コロナ禍の三密対策に貢献すべく、安全対策と仮想的な二人作業の両立を実現：安全見守りくん、ARPATIO（遠隔作業支援） ・コロナ禍での「リモートワーク」に資する仮想デスクトップ環境（M3DaaS・VDI）の提供	 
	・社会・地域との共生働きがいのある職場の実現	・働き方変革、女性活躍の推進（プラチナくるみん取得） ・高度IT人材の育成（NSSOLアカデミー） ・次世代教育支援（大学向け寄付講座） ・学校でのプログラミング出張授業（K3Tunnel） ・文化・芸術・スポーツ活動への支援	  
G ガバナンス	・高品質なITソリューション及びITサービスの提供	・堅牢で効率的なITサービスの提供（NSFITOS） ・プロジェクトリスク管理、品質管理の組織的展開	
	・コーポレートガバナンス・コンプライアンスの強化	・取締役会、監査役会の多様性の確保 ・NSSOLグループ行動規範「グローバル・ビジネス・コンダクト」の徹底 ・リスクマネジメント体制の強化 ・監査等委員会設置会社へ移行（21年6月予定）	

個人投資家向けホームページのご案内

当社の事業や業績をわかりやすくご理解いただけるよう、当社ホームページ内に個人投資家の皆様向けの専用ページを開設しております。

ぜひご利用ください。

URL : <https://www.nssol.nipponsteel.com/ir/individual/>

トップページ→投資家向け情報→「個人投資家の皆様へ」をクリック



スマートフォン用ページは
こちらから

<https://www.nssol.nipponsteel.com/ir/individual/>



株主優待のご案内

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、多様な株主の皆様に当社株式を中長期にわたり継続して保有していただくことを主な目的として株主優待制度を導入しております。

・優待制度の内容

(1)対象となる株主様

毎年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された
100株以上を保有している株主様を対象とし、実施いたします。

(2)優待の内容

毎年3月31日現在の保有株式数および保有期間に応じて、Q U Oカードを贈呈いたします。

保有株式数／保有期間	3年未満	3年以上
100株以上	1,000円	1,000円
300株以上	1,000円	3,000円

(3)贈呈時期

毎年5月下旬の発送を予定しております。

株式事務の取扱いについて

事業年度末日	3月31日
定時株主総会	6月開催
基準日	定時株主総会については、3月31日 剰余金の配当については、3月31日、9月30日及びその他取締役会が定める日 その他必要があるときは、あらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱所	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
（郵便物送付先） （電話お問合せ先）	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
同取次窓口	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
単元株式数	100株
公告方法	電子公告を公告方法といたします。 やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法を公告方法といたします。 <公告掲載のホームページアドレス> https://www.nssol.nipponsteel.com/koukoku/index.html

（お 知 ら せ ）

- ・証券口座に関するご照会は、お取引の証券会社あてにお問合せ下さい。
- ・特別口座に関するご照会は、上記フリーダイヤルあてにお問合せ下さい。

招
集
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告
書

【
参
考
】

株主総会会場 ご案内図

最寄り駅

東京メトロ日比谷線
「虎ノ門ヒルズ駅」
虎ノ門駅方面出口直結

東京メトロ銀座線
「虎ノ門駅」
1番出口より
徒歩5分
1番出口方面地下通路
直結(注)

JR「新橋駅」
烏森口より
徒歩11分

東京メトロ千代田線
東京メトロ日比谷線
東京メトロ丸ノ内線
「霞ヶ関駅」
C2出口より
徒歩8分
都営地下鉄三田線
「内幸町駅」
A3出口より
徒歩8分

会場には駐車場の用意が
ございませんので、ご了承
ください。

会場
虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー17階 当社会議室
東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 電話 (03) 6899-6000 (当社代表)



(注) 虎ノ門駅から地下通路にて虎ノ門ヒルズビジネスタワーの地下1階まで直接お越しいただけますが、地下通路のため新型コロナウイルス感染拡大防止のため、混雑状況を見て、地上の道路も併せてご利用ください。

日鉄ソリューションズ株式会社
<https://www.nssol.nipponsteel.com/>



UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。